

教 県 第 1 8 9 4 号  
令和 4 年 3 月 3 0 日

教 育 事 務 所 長 殿  
市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長 殿  
市 町 村 立 学 校 長 殿  
県 立 学 校 長 殿

沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
(公 印 省 略)

各 校 種 に お け る 特 別 支 援 学 校 教 諭 免 許 状 保 有 率 向 上 に 係 る 具 体 的 対 応 策 に つ い て ( 依 頼 )

標 記 に つ い て 、 別 添 資 料 の と お り 、 庁 内 関 係 課 ( 学 校 人 事 課 、 県 立 学 校 教 育 課 、 義 務 教 育 課 ) で 調 整 の う え 対 応 策 を 作 成 し ま し た の で 、 貴 所 属 職 員 へ の 周 知 方 よ り し く お 願 い い た し ま す 。

学 力 向 上 対 策 、 生 徒 指 導 、 教 育 相 談 等 を は じ め と す る 各 種 学 校 課 題 の 解 決 に 向 け て 、 どの 校 種 に お い て も 特 別 支 援 教 育 の 視 点 や ユ ニ バ ー サ ル デ ザ イン に よ る 学 校 教 育 の 取 り 組 み は 重 要 で す 。

本 県 に お い て も 、 特 別 支 援 学 校 教 員 は も ち ろ ん 、 幼 小 中 高 等 学 校 教 員 の 中 で 特 に 特 別 支 援 教 育 を 担 当 す る 教 員 も 含 め て 、 特 別 支 援 学 校 教 諭 免 許 状 保 有 率 向 上 を 推 進 し て い く 必 要 が あ り ま す の で 、 各 所 属 で の 対 応 方 よ り し く お 願 い い た し ま す 。

ま た 、 各 教 育 事 務 所 は 所 管 の 市 町 村 教 育 委 員 会 へ 、 市 町 村 教 育 委 員 会 は 所 管 の 学 校 へ 周 知 方 よ り し く お 願 い い た し ま す 。

県 立 学 校 教 育 課 特 別 支 援 教 育 室  
TEL 098 (866) 2715

教県第1894-2号  
令和4年3月30日

県立特別支援学校長 殿

県立学校教育課長  
(公印省略)

県立特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率向上に係る  
具体的対応策について（依頼）

標記について、令和4年3月30日付け教県第1894号で依頼した文書と合わせて貴  
所属職員への周知方をよろしくお願いいたします。

本件については、文部科学省からも各教育委員会で開講する免許法認定講習をはじめ、  
教員が最短期間で免許を取得するために必要な情報の提示や都道府県域を超えた広域での  
研修の仕組みの構築等が示されております。

貴校におかれましては、特別支援学校教諭免許状未保有者の取得促進に取り組んでくだ  
さいますようお願いいたします。

県立学校教育課 特別支援教育室  
TEL 098 (866) 2715